

みやざき再生支援特別対策 利子補給補助金

コロナ禍においてエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」を利用された方へ、利子の全額を3年間補給します。

対象者は？

- ・宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」の融資を受けた方
※詳細裏面
- ・町内に住所を有する個人又は、町内に主たる事業所を有する法人企業

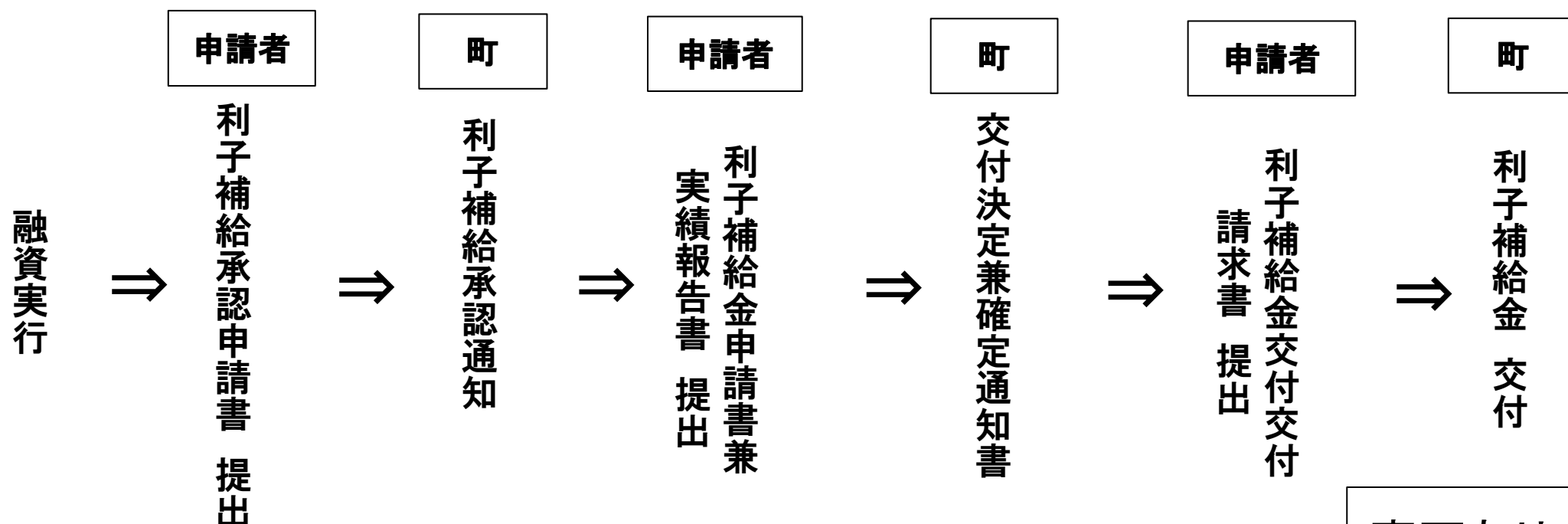
補給補助率は？

100%(3年間分を全額)

補給期間は？

初回償還月(据置期間を含む)から3年間

申請手続きは？



※申請は毎年度必要です。

裏面あり

名 称	みやざき再生支援特別貸付		
取扱期間	令和4年10月21日(金)～令和5年3月31日(金)保証申込受付分まで		
みやざき再生支援特別貸付			
保証区分	①セーフティネット保証 4号	②セーフティネット保証 5号	③一般保証
融資対象者 (注2、3)	【再生支援枠(一般枠)】 【経営改善計画策定枠(注1)】 コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、最近3か月の 月平均売上高、売上総利益額又は率、営業利益額又は率のいずれかが、 前年、2年前又は3年前同期と比較して減少している中小企業等(注4)		
	+ セーフティネット保証 4号認定 (売上高等▲20%)	+ セーフティネット保証 5号認定(注5) (売上高等▲5% 又は 原油高で一定の影響あり)	
融資限度額	【再生支援枠(一般枠)】 運転資金、設備資金の合計 6,000万円(組合 8,000万円) 【経営改善計画策定枠】 運転資金 1000万円		
融資期間	10年以内(うち据置期間3年以内)		
融資利率 (注6)	年0.8～1.3%	年1.0～1.5%	年1.0～1.5%
保証料率	年0.00%		年0.25%
取扱期間	令和4年10月21日～令和5年3月31日保証申込受付分 (令和5年5月31日までに融資実行が必要)		
その他	担 保：必要に応じて要 保証人：法人 原則代表者要 / 個人 原則不要 モニタリング：融資後3年間、半年ごとに経営状況等のモニタリングシートを提出		

- (注1) 経営改善計画策定枠は上記の要件に加えて、「経営状況等により一般枠での融資が困難な者が、中小企業活性化協議会の支援を受けて経営改善計画等を策定し、経営改善等に取り組むこと」があります。
- (注2) 要件①②のセーフティネット保証認定については、門川町による認定を受ける必要があります。
なお、売上高等を比較する期間の弾力的な運用を行っておりますので、詳しくは門川町まちづくり推進課にお尋ねください。
- (注3) 創業6か月未満の中小企業者については、当特別貸付を利用できません。
- (注4) 「最近3か月の月平均売上高、売上総利益額又は率、営業利益額又は率」については、集計が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合に限り、最大で融資申込月の6か月前から起算した3か月を対象とすることができます。
- (注5) セーフティネット保証5号は業種指定があります。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
- (注6) 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。(下記参照)
- (注7) 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付及び新型コロナウイルス感染症対応資金からの借換えはできません。

融資利率について					
保証区分 \ 融資期間	1年以下	1年超～ 3年以下	3年超～ 5年以下	5年超～ 7年以下	7年超～ 10年以下
セーフティネット保証4号	年0.80%		年1.00%	年1.20%	年1.30%
セーフティネット保証5号	年1.00%		年1.20%	年1.40%	年1.50%
一般保証	年1.00%		年1.20%	年1.40%	年1.50%